

## ◇ パートに対する給与と配偶者控除

**Q** : パート主婦を雇用する場合、非課税で、かつ、配偶者控除が受けられる範囲でという話がよく出てきます。この範囲とはいくらですか。

**A** : 年間の給与収入金額が103万円(他に所得がない場合)までです。

### 【解説】

パートには、さまざまな雇用形態がありますが、その賃金は労務の対価であり、給与所得になります。給与所得の金額は、次の算式で求めますが、給与所得控除額の最低額が65万円とされています。

[給与所得] = [その年の給与収入金額] - [給与所得控除額(最低65万円)]

また、所得税の対象となる課税所得は、給与所得から基礎控除や配偶者控除等の各種控除を差し引いて求めますが、どんな場合でも基礎控除の38万円は最低差引かれます。

つまり、給与所得者はその年の給与収入金額が103万円(65万円+38万円)までであれば、所得税は課税されないということになります(給与所得以外の所得はないものとします)。

また配偶者控除を受けるには、パート主婦の合計所得金額が38万円以下でなければなりません。38万円以下とするためには収入を年103万円以内におこななければなりません。

結局、パート主婦の年収を103万円以内に抑えておけば、自身の所得税は非課税となり、また、夫の配偶者控除の対象にもなれるということです。

